

啓明

FUJII LAW OFFICE MONTHLY INFORMATION



藤井正大法律事務所

- 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)
- 弁護士 堀大助 (hori@hey.ne.jp)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

\*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

\*ご不明点などございましたらお気軽にお尋ね下さい。また、お近くに配信をご希望の方がいらっしゃいましたら、どうぞ遠慮なくお知らせください（なお、メール配信も可能です）。

No.6 (H21.9.1) 最近「合同会社」という言葉をよく聞くが、それって何？  
株式会社とはどうちがう？そのメリットは？

Q 【Xさん】

最近、「合同会社」という言葉をよく聞きます。音楽会社の「ユニバーサルミュージック」も株式会社から「合同会社」に変更されたようですが、それって何ですか。株式会社とはどう違うのですか。そのメリットは何ですか。



A 合同会社とは

平成18年5月施行の会社法により設けられた全く新しい形態の会社です。

株式会社と同じく、出資者（社員）は有限責任（万が一、会社が倒産しても出資した金額をあきらめるだけで、それ以上の責任は負わない）ですが、株式会社と違い、株主総会とか取締役のような機関は置かれず、内部関係は自由に設計できます。原則として全出資者が業務執行をする建前になっていますが、業務執行者（更にはその中で代表者）を限定することも可能です。利益配分も、出資額と切り離して自由に認められます。例えば、研究や技術部門で貢献が期待できる人であれば、出資額はわずかでも多くの利益を配分する約束も可能です。

一人でも設立でき、定款の認証も不要で、設立費用が安く、設立手続きも簡単です。☆このような使い勝手から、個人レベルから大企業、研究機関が参加するものまで、様々な共同事業やベンチャー事業への応用が期待されています。制度開始から3年足らずの2009年3月末現在で、約18,000社もの合同会社が生まれています。西友も2009年10月から合同会社に移行予定のようです。

●米国のLLCに対し日本版LLCとも言われておりますが、米国と違い、パス・スルー課税（会社の所得ではなく、出資者の所得に課税）は認められていません。

★類似の制度で、パス・スルー課税ができるものとして「有限責任事業組合」（日本版LLP）がありますが、法人格はなく、組合契約による団体です。

（次回の話題）最近、夫の会社が借入を新たにするため、夫が将来の借入分も含めて無制限に保証する旨約束をしてしまいました。これって大丈夫？

（H21.10.1 予定）